

共謀罪法成立

「密告頼み」 再来懸念 横浜事件被害者の妻

毎日新聞 2017年6月16日

「共謀罪」の成立要件を改めたテロ等準備罪を創設する改正組織犯罪処罰法が15日早朝、成立し、7月中に施行されることになった。「テロや犯罪防止に必要」「内心の自由を侵害する」――。成立を急いだ政府・与党のやり方には疑問が広がっている。

「想像していたより早く結論が出てしまったが、失望してはいられない。権力を監視し続ける必要がある」。戦時下最大の言論弾圧とされる「横浜事件」で逮捕され、戦後は再審請求に取り組んだ木村亨さん（1998年に82歳で死去）の妻まきさん（68）は、「共謀罪」法（改正組織犯罪処罰法）の成立に語気を強めた。

戦時中の42～45年、編集者や学者ら約60人が「共産主義を宣伝した」などとする治安維持法違反容疑で神奈川県警に次々と逮捕された。雑誌編集者だった木村さんも、温泉旅館での知人の出版記念会に出席したことで「共産党再建を謀議した」として43年に逮捕された。終戦直後、形だけの裁判で有罪が確定した。

木村さんは後に自著で、特高警察から竹刀やこん棒で殴られたと証言。まきさんは「同じ獄中にいても、病院で手当てを受けられる人と受けられない人で差別された。互いに『あいつはうその自白をしたんじゃないか』などと疑心暗鬼になり、人間関係が壊れていったようだ」と話す。

戦時中の治安維持法と現在の「共謀罪」を比較することには、時代背景が違うとの批判もある。だが、まきさんは「内心のことが処罰対象になると、（捜査機関が）密告頼みになる点は同じ。密告は社会の萎縮を招く」と危惧する。

木村さんは戦後、編集者仲間らと元特高警官を刑事告発し、3人の有罪を確定させた。「権力は監視されるものではなく、私たちが監視するもの」。まきさんは夫の思いを、今こそ多くの人に伝えたいと考える。成立しても「共謀罪」の行方を厳しい目で見ていくつもりだ。
【伊藤直孝】

共謀罪成立 監視社会、流れ加速 通信情報収集容易に

毎日新聞 2017年6月15日

犯罪を計画段階で処罰する「共謀罪」を巡っては、捜査機関が計画を把握するために電話やメール、会員制交流サイト（SNS）の情報を幅広く収集するようになる懸念が拭えない。テロ捜査関連文書流出事件の損害賠償請求訴訟に関わった弁護士は「監視社会」に向かう流れを加速すると警鐘を鳴らす。

2010年10月、警視庁が作成した国際テロ捜査に関する文書114点がインターネット上に流出。在日イスラム教徒の住所や家族構成のほか、立ち寄り先などの情報を任意捜査で集めていたことが判明した。

文書によると、レンタカー会社から利用状況を、ホテルからパスポート情報の提供を受けていたほか、モスク（イスラム教礼拝所）に出入りする教徒を尾行して自宅を割り出していた。

「犯罪の実行はもちろん、嫌疑（容疑）もないのに、イスラム教徒だというだけでなぜ執拗（しつよう）に捜査の対象にするのか」。東京都と国に損害賠償を求めた訴訟でイスラム教徒の代理人を務めた福田健治弁護士は憤る。

かつて警察は人海戦術で情報収集していたが、現在は電子データを保存するコストが格段に下がり、企業などから容易かつ広範に個人情報が集められるようになった。その一方、警察への情報提供の可否や範囲は各企業の判断に任されている。こうした状況で共謀罪が新設されたことを福田弁護士は危ぶむ。

「現場の警察官が真面目であればあるほど、犯罪を計画段階で摘発しようとSNSなど市民のコミュニケーションに手を入れようとする。常に監視されているという漠然とした不安を抱えながら暮らす社会になるだろう」

共謀罪法成立

落語家やタレントがツイッターで声

毎日新聞 2017年6月15日

立川談四楼さん（左）、松尾貴史さん（右）

『共謀罪』は声を奪う法律「真っ平御免」――。「表現者」である落語家やタレントら芸能人が、自身のツイッターを通じて反対や懸念の声を次々と上げている。

「国民から声を奪う法律、共謀罪大反対」とぶち上げたのは、毒舌で知られる、お笑いコンビ「ウーマンラッシュアワー」の村本大輔さんだ。「マリーアントワネットの頃に共謀罪があったらフランス革命は起こってなくて、いまでも独裁の国で貴族は金持ちのまま、庶民は貧しいままだったと思う」と、独特の例えで危険性に突っ込みを入れた。また別の日には「共謀罪、国民が悪いことしないかプライバシーを侵害して監視するなら、国会や政治家のプライバシーこそ侵害させてもらって覗（のぞ）かせてもらいたい」と切り込んだ。

小説など文筆活動でも活躍する落語家の立川談四楼さんも反対し、その理由について「戦中、時局にふさわしくないと落語やレコードに検閲が入ったという。落語家は慌てて廓嘶（くるわばなし）を始めとする53席を禁演落語として葬ったが、そうなるのは真っ平御免」と説明。その上で「ただ単に落語を自由に演（や）りたい一点に尽きる。一度やったことはきっとまたやる。我らの学習能力は高くないのだ」と続けている。

このほか、「キッチュ」の愛称で親しまれているタレントの松尾貴史さんは「秘密保護法その他とセットで、国民を黙らせる仕組みは完了という状態になってしまう」と危惧。若者に人気のグループ「AAA」メンバーの歌手、日高光啓さんは「トランプ政権以降の国

家間、人種間の軋轢（あつれき）や日本でも共謀罪とかなってくると戦争の気配は感じずにいられない」とつぶやいた。（共同）

論点

「共謀罪」で社会は

毎日新聞 2017年6月15日

「共謀罪」の成立要件を改め、「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法。罪を犯していなくても、計画段階での処罰が可能になる。プライバシーの侵害を懸念する声が国連特別報告者からも出た改正法は日本をどう変えるのか。どうすれば、当局による乱用を防ぎ、「監視社会」化を食い止めることができるのか。

監視型捜査で市民活動萎縮 白取祐司・神奈川大法務研究科教授

白取祐司氏

「共謀罪」が社会に与える影響を考えるに当たっては、成立した法律を単体で見のではなく、捜査当局に現状で与えられている権限を同時に考慮する必要がある。

昨年5月に刑事訴訟法が改正され、立会人なしでの通信傍受や、他人の犯罪事実を明らかにするなどした容疑者の起訴を見送る司法取引（協議・合意制度）が可能になった。権限が拡大する流れに、「共謀罪」が加わることで、警察はより強力な権力を手にすることになる。乱用を懸念するのは自然なことだ。

政府は「組織的犯罪集団」と「実行準備行為」を要件に加えたことを根拠に「一般人に捜査が及ぶことはない」とする。だが、現状より前倒しで捜査が実施されることになる。メールのチェックなど監視型の捜査は避けられない。法律の成立を受け、室内盗聴など現在は認められていない捜査手法までも合法化する動きが強まる恐れがある。

刑事裁判の本来の目的は犯罪行為に適切な処罰を下すことだ。ただ、そもそも逮捕時や起訴後に裁判所のチェックを受ける事件は一部にすぎない。「共謀罪」ができれば、警察は起訴できない場合でも捜査対象者らの個人情報収集する目的を果たせる。公安事件では従来、逮捕しても起訴せずに釈放するような事例があったが、公安警察を強化する根拠法が新たにできたと言える。監視型の捜査が可能な環境が整うだけでも、権力に反対する市民活動を萎縮させる「効果」もある。

「共謀罪」を治安維持法になぞらえる向きもあるが、民主主義社会の現代で直ちに思想信条の弾圧につながるとは思わない。だが、特定秘密保護法とセットで考えた場合、情報や権力が時の政権に集中する法体制になったと、間違いなく言える。「共謀罪」が米軍基地反対運動などの取り締まりに使われるようなことがあってはならない。法律の使い方を誤れば、冤罪（えんざい）という最悪の結果にもつながりかねない。

乱用を防ぐためには国民が権力を厳しくチェックするしかない。だが、正しい情報がなければ国民は判断のしようがない。国民の知る権利に応え、権力がどう行使されているかを伝えるために、マスメディアが果たす役割は、これまでよりも大きくなるはずだ。

政府は国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に加盟するために「共謀罪」が必要だと主張してきたが、条約はマフィアなど経済的利益を得ようとする犯罪組織を対象にしていると言われる。有害無益な法律なのに、政府は条約が本来求めているテロ対策を前面に出して世論の批判をかわし、拙速な議論のまま成立を目指した。1999年に通信傍受法が成立した時も盗聴の乱用が懸念されて議論が対立したが、与野党が互いの意見に耳を傾け通信傍受の実施状況を国会に報告する規定が加わった。今回は与野党に歩み寄る姿勢がまったく見えず、どう歯止めをかけるのかという議論がないままだった。そもそも、国民に説明しようという姿勢が政府にあったのか疑問だ。数で押し通す姿勢に失望している。【聞き手・島田信幸】

裁判所のチェックには限界 門野博・弁護士、元裁判官

門野博氏

「共謀罪」の法制化は、刑事法の原則が大きく様変わりしたことを意味する。要件となった「組織的犯罪集団」や「実行準備行為」が何を示すかはあいまいで、何が犯罪に当たるか依然はっきりしない。国会審議が不十分だったこともあり、解釈や運用は捜査当局の思うままとなる恐れがある。私たちはこうした危険性を自覚し、法律の廃止を粘り強く働きかけていかなければならないと考える。

予想されるのは、犯罪予防のための情報収集に力を入れる警備・公安警察と、事件捜査にあたる刑事警察の境界が判然としなくなることだ。事件が起こる前の実質的な捜査が際限なく前倒しされる恐れがある。法律の運用を円滑にするため、捜査当局は通信傍受や司法取引といった「武器」の強化を目指すだろう。

裁判官は当面、試行錯誤が続くことになる。条文があいまいなため、事実認定は格段に難しくなる。例えば殺人や窃盗といった事件であれば、強制捜査の令状を請求された際に通常は具体的な証拠がある。しかし「共謀罪」の場合、おそらく警察の協力者などの供述が中心になるだろう。無関係な人を巻き込む恐れもあるし、冤罪（えんざい）の危険も増すはずだ。

裁判官も人の子だ。テロが世界各地で起こり、近隣諸国との緊張が高まる中、そうした危険を排除したいという世の中の空気から超然としているのは決して簡単ではない。そうした空気を権力が利用する場合もある。戦前の治安維持法の時代がそうだった。残念ながら、捜査当局の活動をどこまで適正にチェックすることができるのかは不安が残る。「裁判所に任せれば大丈夫だ」という考え方は楽観的すぎると思う。

政府がどう言いつくろっても、「共謀罪」は内心の自由を侵害する。考えてみてほしい。誰だってよからぬことは考えるし、虚勢を張ることもある。ただ、腹が立った相手を懲らしめよう、ひどい目に遭わせようと思っても、実際にそうするとは限らない。ぐっと押し

とどめることもあれば、結果としてできないことも、先延ばしにすることもある。結果が生じなかったことを何でも罰していけば、誰も本音を語らなくなる。そんな世の中を誰が望んでいるのか。

刑事司法で大切なのは人権擁護と治安保持のバランスをどう取るかだ。政府・与党が、治安保持を強化したい思惑を持っていたのは明らかだ。しかしそのことを隠し続けたため、国会審議はひどく分かりづらく、あいまいなものになってしまった。与党は最終盤で民主主義的な議論をおざなりにして、強引きわまりない進め方に終始していた。どこか、この先を暗示している気がしてならない。

心ある刑事法学者や弁護士たちは、裁判所でこれから重ねられるであろう判決の支えとなる、謙抑的かつ限定的な法解釈について研究してほしい。裁判所は捜査当局の言いなりにならないよう、できるかぎりチェック機能を果たすように心する。

こうした積み重ねによって、国民の基本的な人権が踏みにじられないよう努力するしかない。【聞き手・遠藤拓】

犯罪情報、各国共有に不可欠 岡本行夫・外交評論家

岡本行夫氏

「共謀罪」の要件を厳格にしたテロ等準備罪をめぐる国会審議で、政府と野党の議論は平行線だった。この法律は国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に加盟するために必要な国内法であり、日本を国際社会で正常な位置に置くためのものだ。野党は行き過ぎた監視社会や捜査当局による法律の乱用が懸念されると主張したが、それは全ての現行法に関して言えることだ。

TOC条約は、犯罪計画の合意か犯罪組織への参加を処罰する国内法を整備するよう求めている。187の国・地域がそのような法律を制定して加盟しているが、どの国でも日本のような反対論は起こっていない。未加盟国はソマリアや南スーダンなど11カ国だが、こうした国と日本が同列にいるのは国際的に見て異常な状態だ。

条約を締結できなければ、加盟国との間で犯罪情報は共有できず、捜査共助や犯罪者の引き渡しもできない。私は外務省勤務時代に捜査共助案件に携わったが、2国間協定がある米国以外の国とは情報の交換もうまくいかない。このままなら犯罪者が海外から日本に逃げ込んでも身柄を管轄国に引き渡せないため、日本が犯罪者の逃避先になる恐れもある。日本が「弱点」として国際的テロ組織から狙われる可能性は否定できない。

「共謀罪」が過去に国会で廃案となった際も「一般人が対象になる」と批判された。その反省から、今回は「組織的犯罪集団」と「実行準備行為」が新たな要件として加わっており、世界で最も乱用しにくい形になった。「反対」で一点張りの野党は「共謀罪」を政争に利用した感じがする。国際社会で犯罪にルーズな国とみなされるわけにはいかない。

今回、安全保障関連法に続き、歴代内閣が手を付けられずにいた法律が整備されること

になる。どちらも「不人気法案」だが、日本に必要なものだ。ただし、法相の不安定な答弁で国民に法律の必要性が正しく伝わったのかは疑問だ。1999年に官僚が答弁する「政府委員制度」が廃止され、政治家同士のやり取りが基本になった。「共謀罪」のような「不人気法案」の審議は、野党が大臣から失言を引き出すための場になってしまい、議論が深まらない。野党はもう少し建設的な対案を出すべきだし、政府も数におごらず聞く耳を持つ姿勢が必要ではないか。

「共謀罪」が新設されても社会に大きな変化はないだろう。警察や検察に、この法律を積極的に使ってやろうという高揚感はない。暴力団対策法や通信傍受法の立法段階でも拡大解釈・運用が懸念されたが、そうした事態にはなっていない。日本の刑事訴訟法は厳格で、裁判所は違法捜査に当たらないかチェックしている。世論やメディアも権力を監視している。監視社会や一般人への捜査を懸念する反対論は早い段階で収束していこう。

治安維持法や戦争への強い反省から、私たちは現行憲法の下で70年間、民主主義、自由社会を運営してきた。いたずらに「共謀罪」に不安になるのではなく、成熟した日本の社会に自信を持っていいはずだ。【聞き手・島田信幸】

政府「条約締結に必要」

政府は国際組織犯罪防止条約（TOC条約）を締結するために国内法の整備、つまり今回の組織犯罪処罰法の改正が必要だと説明してきた。TOC条約は薬物や銃取引、人身売買などの国際組織犯罪に対する各国の連携を深めるため、組織的な犯罪団体の活動への「参加」や、重大犯罪の「合意」などを処罰する法的枠組み。2000年の国連総会で採択され、187カ国・地域が締約。日本は署名後、03年に国会で承認したが、まだ批准していない。

ご意見、ご感想をお寄せください。 〒100-8051 毎日新聞「オピニオン」係
opinion@mainichi.co.jp

■人物略歴

しらとり・ゆうじ

1952年生まれ。北海道大大学院博士後期課程修了。法学博士。北海道大名誉教授。専門は刑事訴訟法。フランスの刑事法制にも詳しい。著書に「刑事訴訟法の理論と実務」「フランスの刑事司法」など。

■人物略歴

かどの・ひろし

1945年生まれ。札幌地裁所長や東京高裁部総括判事などを歴任した。2010年に退職後、法政大法科大学院教授を5年間務めた。著書に「裁判員裁判への架け橋」。

■人物略歴

おかもと・ゆきお

1945年生まれ。一橋大卒。外務省安全保障課長、北米第1課長などを経て91年に退職。橋本龍太郎、小泉純一郎両内閣で首相補佐官として沖縄問題やイラク復興を担当した。

